

## 磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（平成 28 年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
	第1章 総 則	第1章 総 則	
1	<p><b>第1節 目 的</b> この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定により静岡県知事から指定された指定水防管理団体である磐田市が、同法第 33 条第 1 項の規定及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の趣旨に基づき、磐田市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、磐田市の地域にかかる河川、湖沼及び海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p><b>第2節 用語の定義</b></p> <p>1 静岡県水防本部 (略)</p> <p>2 水防管理団体 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（水防法第 2 条第 1 項）。</p> <p>本市においては、天竜川水系は市が、太田川水系は太田川原野谷川治水水防組合が水防管理団体となる。</p> <p>3 指定水防管理団体 水防上公共の安全に重大な関係があると水防管理団体として知事が指定したものをいう（水防法第 4 条）。</p> <p>4 水防管理者 水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（水防法第 2 条第 2 項）。</p> <p>5 水防協力団体 (略)</p> <p>6 洪水予報河川 国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。本市においては天竜川（国土交通大臣指定）及び太田川（知事指定）がこれに該当する。なお、国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（水防法第 10 条第 2 項、水防法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。</p> <p>7 水位周知河川 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指</p>	<p><b>第1節 目 的</b> この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定により静岡県知事から指定された指定水防管理団体である磐田市が、同法第 33 条第 1 項の規定及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の趣旨に基づき、磐田市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、磐田市の地域に係る河川、湖沼及び海岸の洪水、内水（水防法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p><b>第2節 用語の定義</b></p> <p>1 静岡県水防本部 (略)</p> <p>2 水防管理団体 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（水防法第 2 条第 2 項）。</p> <p>本市においては、天竜川水系は市が、太田川水系は太田川原野谷川治水水防組合が水防管理団体となる。</p> <p>3 指定水防管理団体 水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう（水防法第 4 条）。</p> <p>4 水防管理者 水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（水防法第 2 条第 3 項）。</p> <p>5 水防協力団体 (略)</p> <p>6 洪水予報 国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（洪水予報河川）。本市においては天竜川（国土交通大臣指定）及び太田川（知事指定）がこれに該当する。)について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（水防法第 10 条第 2 項、水防法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。</p> <p>7 水防警報 国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼</p>	<p>漢字表記に修正 水防法の改正に伴う変更 ○用語として雨水出水（内水）が追加されたことに伴う変更</p> <p>水防法の改正、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定その他に伴う変更 ○根拠条項の改正に伴う変更（2、4、8 関係） ○新たに雨水出水、高潮に係る特別警戒水位が設定され、従来の特別警戒水位が洪水特別警戒水位に改正されたとともに、用語の定義に追加する。（7、9、13 関係） ※用語の変更は、第 3 節 水防の責任等のほか、多数変更あり。 ○新たに雨水出水、高潮に係る浸水想定区域が設定され、従来の浸水想定区域が洪水浸水想定区域に改正されたとともに、これまで</p>

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表 (平成 28 年度)

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
	<p>定した河川をいう。本市においては、敷地川、傍僧川及び今ノ浦川が該当する。なお、国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したときは、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（水防法第13条）。</p> <p><b>8 水防警報河川等</b> 国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）をいう。本市においては、天竜川及び太田川が該当する。なお、国土交通大臣又は知事は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、<u>水防を行う必要がある旨を警告して行う発表を行う</u>（水防法第2条第8項、水防法第16条）。</p> <p><b>9 水位到達情報</b> 水位到達情報とは、国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報などをいう。</p> <p><b>10 水防団待機水位（通報水位）</b> （略）</p> <p><b>11 泛濫注意水位（警戒水位）</b> （略）</p> <p><b>12 避難判断水位</b> 泛濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の<u>避難準備情報</u>発表の目安となる水位である。</p> <p><b>13 泛濫危険水位</b> 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる泛濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>14 重要水防箇所</b> （略）</p> <p><b>15 浸水想定区域</b> 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、<u>河川整備の計画降雨</u>により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は<u>都道府県</u>知事が指定した区域をいう（水防法第14条）。</p>	<p>又は海岸（水防警報河川等）。本市においては、天竜川及び太田川が該当する。）<u>について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表を行う</u>（水防法第2条第8項、水防法第16条）。</p> <p><b>8 水位周知河川</b> 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。本市においては、敷地川、傍僧川及び今ノ浦川が該当する。なお、国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（<u>洪水</u>特別警戒水位）に達したときは、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（水防法第13条）。</p> <p><b>9 水位到達情報</b> 水位到達情報とは、国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（<u>洪水</u>特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報などをいう。</p> <p><b>10 水防団待機水位（通報水位）</b> （略）</p> <p><b>11 泛濫注意水位（警戒水位）</b> （略）</p> <p><b>12 避難判断水位</b> 泛濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の<u>避難準備・高齢者等避難開始の</u>発表の目安となる水位である。</p> <p><b>13 泛濫危険水位</b> 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる泛濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される<u>洪水</u>特別警戒水位に相当する。</p> <p><b>14 洪水特別警戒水位</b> <u>水防法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。</u> 泛濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、<u>水位到達情報を発表しなければならない。</u></p> <p><b>15 重要水防箇所</b> （略）</p> <p><b>16 洪水浸水想定区域</b> 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、<u>想定し得る最大規模の降雨</u>により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（水防法第14条）。</p>	<p>の河川整備の計画降雨を前提として浸水想定区域を指定していたものを、想定し得る最大規模の降雨に拡充されたことに伴う変更（15関係）</p> <p>○水防法の関係条文に合わせて字句等を整理する。（3、6、7関係）</p> <p>○避難準備情報の名称変更（12関係）</p>
2			

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表 (平成 28 年度)

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
	<b>16 磐田市災害対策本部 (略)</b>	<b>17 磐田市災害対策本部 (略)</b>	
2	<p>第3節 水防の責任等</p> <p><b>1 指定水防管理団体の責任</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置</p> <p>(8)～(12) (略)</p>	<p>第3節 水防の責任等</p> <p><b>1 指定水防管理団体の責任</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置、<u>洪水予報等の伝達方法や地下街等、要配慮者利用施設を含めた避難警戒体制を地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布</u></p> <p>(8)～(12) (略)</p>	<p>水防法の改正に伴う変更 ○洪水予報等の伝達方法や要配慮者利用施設等への避難措置の周知を追加</p>
3	<p><b>2 県の責任</b></p> <p>県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 泛濫危険水位（特別警戒水位）の水位情報の発表</p> <p>国土交通大臣又は知事が指定した洪水予報河川以外の河川で泛濫危険水位（特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が泛濫危険水位（特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。</p> <p>(9) 泛濫危険水位（特別警戒水位）の水位情報の通知</p> <p>国土交通大臣が指定した泛濫危険水位（特別警戒水位）を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>(10) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知</p> <p>(11) 浸水想定区域</p> <p>洪水予報河川及び泛濫危険水位（特別警戒水位）の水位情報を発表するとして指定した河川について、当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。</p> <p>(12)～(22) (略)</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 国土交通大臣（中部地方整備局浜松河川国道事務所長）の責任</b></p> <p>(1) (略)</p>	<p><b>2 県の責任</b></p> <p>県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 泛濫危険水位（<u>洪水</u>特別警戒水位）の水位<u>到達</u>情報の発表</p> <p>国土交通大臣又は知事が指定した洪水予報河川以外の河川で泛濫危険水位（<u>洪水</u>特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が泛濫危険水位（<u>洪水</u>特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。</p> <p>(9) 泛濫危険水位（<u>洪水</u>特別警戒水位）の水位<u>到達</u>情報の通知</p> <p>国土交通大臣が指定した泛濫危険水位（<u>洪水</u>特別警戒水位）を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>(10) 洪水予報又は水位<u>到達</u>情報の通知の関係市町村長への通知</p> <p>(11) 浸水想定区域</p> <p>洪水予報河川及び泛濫危険水位（<u>洪水</u>特別警戒水位）の水位<u>到達</u>情報を発表するとして指定した河川について、当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。</p> <p>(12)～(22) (略)</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 国土交通大臣（中部地方整備局浜松河川国道事務所長）の責任</b></p> <p>(1) (略)</p>	<p>適正な記載（水位到達情報）に修正</p>
4			